

## 各務原市特定不妊治療費助成金交付要綱

(平成28年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、体外受精又は顕微授精による不妊治療（以下「特定不妊治療」という。）に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的又は精神的な負担の軽減を図り、もって少子化対策の推進を図るため、特定不妊治療費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象)

第2条 助成金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、指定医療機関（岐阜県特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成16年6月15日付け岐阜県健康局長発保医第342号。以下「県要綱」という。）第6条第1項の規定により岐阜県知事の指定を受けた医療機関をいう。）において特定不妊治療を受けた者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦又は事実上の婚姻関係にある夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されたものであること。
- (2) 対象者又はその配偶者が第4条の規定による申請をする日の1年以上前から市内に住所を有しており、かつ、当該申請をする時点で市外に転出する予定がないこと。
- (3) 当該特定不妊治療について県要綱の規定による助成を受けており、かつ、他の市町村において同様の助成を受けないこと。
- (4) 特定不妊治療の治療法が次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 夫婦以外の第三者から精子、卵子又は胚の提供を受けて行うもの

イ 妻が卵巣及び子宮を摘出したこと等により妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を第三者の子宮に医学的な方法で注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの

ウ 夫婦の精子及び卵子は使用できるものの、妻が子宮を摘出したこと等により妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、特定不妊治療に要した費用の額から県要綱（第9条第2項を除く。）の規定による助成（以下「県助成」という。）の額を控除した額とする。ただし、県助成の額が30万円の特定不妊治療は10万円を、県助成の額が10万円の特定不妊治療は5万円を上限とする。

2 特定不妊治療の一環として、県要綱第9条第2項に規定する男性不妊治療（採卵準備前に男性不妊治療を実施したものの、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため、当該治療を中止した場合を含む。以下「男性不妊治療」という。）を実施したときは、当該男性不妊治療に要した費用の額から同項の規定による助成の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を、前項の助成金の額に加算するものとする。ただし、当該加算する額は、3万円を上限とする。

3 助成金の交付を受けることができる回数は、県要綱の規定に準ずるものとする。  
（助成金の交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

（審査及び決定の通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の適否を決定し、別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の返還を命ずることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月25日決裁）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後の各務原市特定不妊治療費助成金交付要綱の規定は、令和2年度の予算に係る特定不妊治療費助成金から適用する。

附 則（令和3年2月18日決裁）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後の各務原市特定不妊治療費助成金交付要綱の規定は、令和3年1月1日以

後に終了した特定不妊治療に係る特定不妊治療費助成金について適用し、同日前に終了した特定不妊治療に係る特定不妊治療費助成金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。